

東京都犯罪被害者等支援 転居費用の助成について

● 転居費用の助成について	
概 要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 殺人、性犯罪等の生命、身体への被害により、従前の住居に居住することが困難になったと認められる方及び遺族が、新たな住居へ転居するための転居費用を助成します。 ※ <u>令和2年4月1日以降に発生した犯罪による被害に限ります。</u> <p>(生命、身体への直接的な被害に該当しない場合でも、対象となる場合があります。お問い合わせください。)</p>
対象要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪発生時に東京都内に住所を有していたこと ・ 被害者の住居又はその付近において犯罪が行われたこと <p>ただし、性犯罪被害については原則、住居又はその付近でなくても東京都内で被害を受けた場合は対象となります。</p> <p>※性犯罪とは、不同意わいせつ罪、不同意性交等罪、監護者わいせつ及び監護者性交等罪（これらに準じると認められる場合を含む）等とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被害にあった事実が被害届の受理等で確認できること ・ 犯罪による被害を受けた日から申出まで1年以内であること ・ 申請書の提出は申出日から1年以内であること 等 <p>その他、申請に必要な要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。</p>
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 転居費用を、転居1回につき実費（最大30万円(税込)まで）を助成します。 ※対象となる費用は、引越しを行った事業者に支払ったものに限ります。
対象外	<ul style="list-style-type: none"> ◇被害者又は遺族が他の公的な機関の同様の制度により支援を受けている場合 ◇被害者又は遺族が暴力団員等（東京都暴力団排除条例に規定する暴力団員及び暴力団関係者）である場合 ◇その他の事情から判断して、支援を行うことが社会通念上適切でないと認められる場合
受付窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・ 制度の利用にあたっては、面接相談が必要になります。 まずは、受付窓口にてお問い合わせください。 <p>【犯罪被害者等のための東京都総合相談窓口】</p> <p>公益社団法人 被害者支援都民センター（電話）03-3222-9050</p> <p>月・木・金曜日 午前9時30分～午後5時30分</p> <p>火・水曜日 午前9時30分～午後7時 （土日祝日、年末年始除く）</p>
問合せ先	<p>【制度に関する問合せ先】</p> <p>東京都 総務局 人権部 人権施策推進課 被害者支援連携担当</p> <p>(電話) 03-5321-1111 (東京都庁代表) 平日 午前9時～午後5時</p>